

日本における知的財産権の保護と普及

—ソフトウェアの専有と共有—

城川 俊一（「情報と産業」、「情報と企業」担当）

1. 知的財産法とは

知的財産 (IP: Intellectual Property) は、人間の精神活動の産物である。知的財産には、WIPO の定義によると2つのカテゴリーがある(WIPO 2005)。第1は、工業特許で、発明 (特許)、トレードマーク、工業デザイン、ジオグラフィカル・インディケーションを含む。第2のカテゴリーは、著作権とそれに関連した権利で、記述され、演じられ、記録された文芸と芸術作品の広い領域を含む。一方、日本における法体系では、知的財産として保護される情報に「秘匿」される情報と「公開」される情報の2種類がある (図1参照)。

「公開」 される情報	知的 創作 物	著作物	著作権法		権 利 付 与 型
		発明	特許法	工 業 所 有 権	
		考案	実用新案法		
		半導体レイアウト	半導体集積回路の回路配置に関する法律		
		植物新品種	種苗法		
営業 財産	意匠・商標	意匠法・商標法		不 法 行 為 型	
	有名人の氏名・肖像	パブリシティ権			
	「秘匿」 される情報	標識、営業秘密、商品形態	不正競争防止法		行 為 規 制 型
	個人人格	氏名権・肖像権 (判例)		不 法 行 為 型	

図1 知的財産法の体系 (出典: 木村 1999, p.203)

第1段階の「秘匿」される情報としては、実定法では不正競争防止法 (営業秘密)、判例法では氏名権・肖像権が認められており、第2段階の「公開」される情報としては、実定法では情報の形態ごとに著作権法 (著作物)、特許法 (発明)、実用新案法 (考案)、意匠法 (意匠)、商標法 (商標)、半導体集積回路の回路配置に関する法律 (半導体レイアウト)、種苗法 (植物新品種)、判例法ではパブリシティ権¹⁾が認められている。前者には不法行為立証責任の軽減や差止請求権が認められているが、後

者には物に擬制した排他的権利が認められる(木村 1999, pp.202-203)。2003年に小泉政権は、国際市場における競争力を強化し、豊かな文化を創造することによって知的財産の上に国の基礎を確立する目的の一部として“知的財産に関する基本法”を制定した(内閣府 2004)。

従来の法学は有体物に対する権利である所有権を中心に発展してきた。そのため、知的財産法学は有体物に対する法律を知的財産の分野に応用してきた。しかし、知的財産法は、知的財産の特質である利用の自由性にも焦点を合わせる必要がある。有体物を独占した場合、「排他性」があるために他人は利用できないが、独占の弊害は小さい。一方、知的財産の場合は、利用を制限することによる独占の影響が大きい。そのため発明者に単純に独占権を与えるのではなく、様々な制度的工夫を考える必要がある(田村 2005)。知的財産の前提は、発明や創造的活動によってもたらされる報酬とその認識によって、将来の発明や創造的活動が刺激され、翻って、経済発展が刺激されることである。現代の経済成長では、知識と技術革新が主要な役割を果たしている。各国の政策立案者は、R&D、特に産業と科学の領域での民間投資を誘発する際の IP 制度の重要な役割を認識している。このように IP 制度による企業の保護が叫ばれる一方、消費者側の利益の保護も必要である。つまり、著作権法の場合、特に様々な利害関係者の利益のバランスが重視される。

以下では、とくに技術革新が著しく、知的財産保護法制として最も挑戦を受けている電子ネットワークの分野において、コンテンツに関して問題状況を考察する。

2. コンテンツの専有と共有

著作権は、本、絵画、アーキテクチャ、作曲あるいはコンピュータ・ソフトウェアなどの作者のオリジナル作品にたいして、保護を与える法律である。そのような作品に与えられる法的保護は、文化産業、またコンピュータ・ソフトウェアや他の技術に基づく技術主導のビジネスの発展や繁栄を約束する。音楽産業のビジネスモデルの全体プロセスは、歌、より正確には、作曲から始まる。作詞家、あるいは作曲家は、構想が固まって時点、つまり、それが、音楽ノートやアナログあるいはデジタルレコードに物理的に固定された時に、音楽作品のすべての権利の所有者である。1970年代後半のビデオカセット・レコーダー(VCR)、1980年代のデジタル革命そして1990年代のインターネットのようなニューメディア、情報通信技術の導入と促進によって、著作権法やその下で繁栄する文化産業やコミュニティーの両方が一貫して挑戦を受けてきた。新しいDVDは、非常に安く、かつ高品質に提供され、新しい消費者は、このような形式で、オーディオビジュアル製品を再購入している。しかし、DVDのコンテンツはインターネット上で容易にコピーあるいは送信され、何百万もの不正なコピーが、このような方法で、潜在的に著作権侵害をしている。

○自動公衆送信

伝統的な(無線)放送、その延長線上の衛星放送、多重放送や有線放送は、従来

の著作権法で処理可能である。しかし、オンライン・データベース、通信カラオケやオンデマンド放送など、受信者が随時的に選択 (pull) するサービスは、伝統的な push 型の放送概念に収まらない。1996 年 12 月に、WIPO (世界知的財産権機関) でマルチメディア伝達に対応した「WIPO 著作権条約」と「WIPO 実演家・レコード条約」が締結されたのを受け、1997 年の著作権法改正では、①コンテンツをサーバーに蓄積し電気通信網に接続する「送信可能化」行為 (著 § 2⑨-⑤) を含めて、電気通信網を通じて双方向にコンテンツを送信する「自動公衆送信」(著 § 2⑨-④) という概念を創設するとともに、②従来の有線方式のほかに無線を使った送信や構内送信を含めた「公衆送信 (communication to the public)」という拡張概念が設けられた。著作者には公衆送信権 (著 § 23 I)、実演者およびレコード製作者には送信可能権 (著 § 92-2、§ 96-2) があるが、自動公衆送信事業者には著作隣接権が認められていない。そこで、例えば、オンライン・データベース提供では、データベースを作製・保有する事業者とオンライン流通させる事業者が分離する場合があるが、著作隣接権がない自動公衆送信事業者は、作製されたデータベースを再編集し2次著作物することで対応している。しかし、方々にリンクを張るインターネットのような場合、原著作者に依頼して違法行為を差し止めてもらうことも、著作権者から権利の移転を受けて自ら著作権を行使することも困難であり、今後の検討が待たれる。また、上記以外の者は、原則として録音・録画その他の複製、上映・頒布、放送・有線放送その他の公衆送信をすることができず、権利者の受諾を得ずにネットワーク上にアップロードする行為は著作権侵害となる。ただし、第三者がこれをダウンロードして受信する行為は、私人のばあいには私的複製 (著 § 30) の範囲内、業務用の場合でも違法複製情報の認識がなければ著作権侵害とはならない (著 § 113 II) ので、これを媒介した電気通信事業者に対して、民法の不法行為に基づき蓄積情報の削除を求め、損害賠償を請求することができるか否かという議論が生ずる (木村 1999, pp.207, 210-211)。P2P ファイル交換ソフトは、90% が著作権侵害に使用されている。判例として、2005 年 7 月に、市販の楽曲をファイル交換ソフトを使って違法に配信していた個人がレコード会社に損害賠償金を支払うことになった。交換ソフトによる著作権侵害で個人が賠償に応じたのは初めてである。米国でも同ソフトの開発会社 2 社が違法な複製を助長したとして、最高裁判所が 6 月末、著作権法違反の判断を下した。前にも述べたように、個人で楽しむ私的複製は著作権法で認められているが、ネットで不特定多数に配布する行為はレコード会社などの「送信可能化権」の侵害にあたる。賠償に応じた個人は千曲以上を公開しており、違法性は免れないだろう (日経 2005/07/10)。

○補償金制度

デジタル複製の著作権問題としての補償金制度の是非が現在文化審議会著作権分科会等で問題になっている (日経 2005/07/21)。これは、iPod などの携帯デジタル音楽プレーヤーに、著作権法に基づく私的録音録画補償金を課金するのかどうか

かの問題である。日本音楽著作権 (JASRAC: Japan Society for Rights of Authors, Composers and Publishers) など著作権者側は、課金を求め、メーカーや消費者側はそれに強く反対している。文化審議会著作権分科会の法制問題小委員会で、有識者の委員から補償制度はおかしいとの意見が相次いだ。著作権法第30条1項では、ユーザー側に家庭内での録音や録画を認め、2項で、その例外としてデジタル機材を使った複製は補償金を著作権者に支払わなければならないと、決めている。1台に数百～1万曲以上も録音できる携帯デジタル音楽プレーヤーへの課金は、著作権者にとって不可欠であり、現状の指的複製は、「著作権者の正当な利益を不当に害しない」というベルヌ条約の条件に違反するという立場である。しかし、メーカーや消費者は、これは、家庭内での行為であり、利用者の「自由な権利」であると主張する。また、集められた補償金の2割は、共通目的基金として文化振興などに使われており、補償金が目的税化しているとの指摘もある。

3. 今後の知的財産法の展開

今後の知的財産法の流れは、知的財産法が主として扱う情報の特質とその経済的価値に着目した観点から見直すことである。その際、市場と法の役割分担、企業と国と消費者の役割分担、消費者の自由の確保という3つの視点に留意して、知的財産法の体系化や政策的な提言を行うことが必要である。そのために、他分野との対話を行い、法と経済学、市場と組織の役割分担などの市場、組織論を組み合わせ、理論を学際的に発展させなければならない。

注: 1) 芸能人等の有名人の氏名肖像の顧客吸収力の持つ経済的な利益・価値を排他的に支配する権利。

参考文献

(1) 木村順吾(1999):『情報政策法—ネットワーク社会の現状と課題』、東洋経済新報社。

(2) 田村善之(2005):新しい知的財産法理論への展開、
http://www.kitacan.jp/vol_014/01.html。

(3) 内閣府(2004):知的所有の基本法、

http://www.kantei.go.jp/foreign/policy/titeki/hourei/021204kihon_e.html

(4) 古谷栄男(1997):知的財産権(特許・商標・著作権)の基礎講座、
<http://www.furutani.co.jp/kiso/tokkyo5.html>

(5) 日本経済新聞(2005):社説「不正なファイル交換を防ぐ環境整備を」、
7月10日朝刊、2面。

(6) 日本経済新聞(2005):デジタル複製と著作権(下)—補償金制度—、
7月21日朝刊、25面。

(7) WIPO (2005): Your Own World Of IP.

http://www.wipo.int/about-ip/en/world_ip/2005/objective.html